

公益財団法人 野島財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法、公益財団法人野島財団と称し、英文では Nojima Foundation Inc.と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学業優秀な学生に対する支援を行うことにより、社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生に対する奨学金の給付又は貸与
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。
現金 30,000,000 円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外するときは、あらかじめ理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認を経て、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の 3 分の 2 以上に当た

る多数の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、あくまでも理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、毎事業年度終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当事業年度の末日における公益目的取得財産残

額を算定し、前条第3項第4号に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入、その他新たな義務の負担及び権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を受け、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の承認を要する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に規定するものである評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第15条 評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会が別に定める報酬の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。但し、その地位にあることのみに基づく報酬等については、これを支給しない。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員並びに理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金、重要な財産の処分及び譲受けについての事項
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理

事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、評議員現在数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、評議員が決議の目的である事項について提案をした理事又は監事に対し、当該提案につき評議員会の決議があったものとみなすことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に規定するものである理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ

の業務を執行する。

- 3 代表理事に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を執行する。
ただし、代表理事の代表権に係る職務権限を除く。
- 4 常務理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会が別に定める報酬の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。但し、その地位にあることのみに基づく報酬等については、これを支給しない。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集等)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会の議長は、代表理事とする。
- 3 理事会は、開催日の3日前までに書面により通知する。
ただし、緊急を要する場合、やむを得ない場合は、電話・電子メール等により通知することができる。
- 4 代表理事が欠けたとき又は、代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事の現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併・営業譲渡及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、評議員現在数の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）及び第 4 条（公益目的事業）及び第 18 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(合併・営業譲渡)

第37条 この法人は評議員会において、評議員現在数の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認により、他の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 選考委員会

(選考委員会)

第43条 この法人には、第4条に掲げる事業の対象となる者を選考するため選考委員会を置く。

(委員)

第44条 選考委員会は3名以上の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等から理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
3 委員の選任に当たっては、各委員について、その親族その他特殊の関係がある者が委員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(報酬等)

第45条 選考委員には、報酬を支給することができる。報酬は、1日当たり5万円を超えない範囲で理事会が定めた額を日当として支給する。
2 選考委員に対しては、その地位にあることのみに基づく報酬等は、これを支給しない。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、必要な事務局を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。
3 事務局の運営及び職員に関する重要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿ならびに履歴書
- (3) 登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定

- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 補則

(株主権等の行使)

第48条 この法人が保有する株式について、この法人がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において、それぞれ理事現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償の新株式の受領
- (3) 株主あて配布書類の受領

(細則)

第49条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(最初の事業計画等)

第2条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時の評議員)

第3条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

清水 達也
中村 一幸
野島 亮司
野島 幸子
久野 修慈
宮下 次衛

(設立時の役員等)

第4条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

岩崎 文裕

桜井 威

野島 麻衣

野島 廣司

真柄 準一

宮地 五郎

設立時代表理事

野島 廣司

設立時監事

仙波 昂

高野 健二

(法令の準拠)

第5条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
その他の法令に従う。

平成28年2月23日

代表理事 神奈川県相模原市中央区弥栄1丁目7番2号
野島廣司

(変更履歴)

平成30年6月29日 改訂

令和7年3月31日 改訂

令和7年12月15日 改訂